



討議集会つづく

法学部

法部では、買収のけた九月八日の一週間、今国会學紛争に関する討論兼実行行なつた。

音倉十郎君は、このラッスに分け、努力には教員も参加して、休職中の学内事務の説明や大学がつかまへて居る問題と之を解決方法等について熱心なる討議に交わされた。

また広島聖学院長の聘任。十月七日、空機に明石部長・高島学部長等は十月六日付で駐し

●九月十九(金)教授会
度になつたる三院聖學院「防衛中止」に對する、萬が一有る迄の可成り急ぐような遺言を申し出さば、數名をもつてそれを見送ら

▼九月二十四(水)緊急教授會

會、警察の強制捜査に當面問題として十七日まで法研研究・学生の

收斂により自主退去を求むる。

○九月二十五(木)

またこの討論は、教員にとつては、毎日、朝九時から夕方まで絶え間なくラッシュに付合してという強行スケジュールであつた。十日からは、専門科目のみの小クラスで行なわれるものも授業時間短縮したが、この開始し、討論における大論議について、二十一日行われるのスケジュールが知られた。この間ラッシュ委員の間では、ラッシュ委員録を開けしよとこの動きが、

授業時間のため、早くも学校する学生たち

▼十月一日(水)教授会、早稲六日からの経営方針について、栗森・塚中、山崎副教授・進藤益盛の意見。午後一時起、全井開の生が教授室・第二会議室に八九、二十数名の賛否強弱制により教

▼九月二十九日(金)全学集会、午後五時開始、我闘学学生により漆木、原研一、シゴウ文書野封、白主研際。

授業・討論

経済学部

革黨の紙張間、学長選のホイ
 ムロットが喧嘩された。
 九月十日は其國の生が
 法学部教授に就いたが、その
 直前に教授会が終わつていたの
 で、直に公開の教授会を開す
 のを要するといふ事もある
 った。また学生有志により法学部
 有志を擁護する自主講座が計画
 實施した。
 今迄、九月二十四日以降の、全
 部では（ ）

九月八日（月）新学期開始、文
 学部では（ ）

自主討論した。教授会、学部
 主として

九月十日（土）午後二時、臨時
 九月十日（土）午後二時、臨時

井友義助教授が選任した。など
 により先に（九月十九日）第二
 部担当の主任主任として國吉美
 助教授が就任した。

九月十日（土）午後二時、臨時
 九月十日（土）午後二時、臨時

九月十日（土）午後二時、臨時
 九月十日（土）午後二時、臨時

談話、今回紛争解決に対する金
 具、学生相手の意見交換する
 の、休職明けの九月八日（日）
 から一週間の休職はあつたもの
 の、ほぼ順調に進行し、学生諸
 の積極的な支應・提言があつた
 などの成果も収めた。

九月十日（土）午後二時、臨時
 九月十日（土）午後二時、臨時

九月十日（土）午後二時、臨時
 九月十日（土）午後二時、臨時

文学部

有志を講師とする自主講座が計画
 された。また学生有志により、法学部
 有志を講師とする自主講座が計画
 された。
 ・実施された。
 今後、九月二十四日以降の、全
 学部ではしばらく授業は行なわ
 らないのを見算を取った。
 ▼九月八日（月）新学期開始。文
 学部ではしばらく授業は行なわ
 らないのを見算を取った。
 ▼経閣委主催の一部学部討論集
 会。九月十三日（土）午後二時頃
 より、C三〇四教室において、教員

暴力行為を糾弾

暴力行為を糾弾

商学部

「パンフレット」を配付した。この中で、九月以降、商部におて発生し、事業進行の妨げとなる場合と、教務会の趣旨が示された。

大卒改革に對する輩議について

商業においては、高等初等生以前から、私立生活科員會を設けて、總體、大学教育のため研究に努めている。その内因は、「一大同校友のたための開す備前について」(一)類案研究資料に於いて、(二)類案を

商
学
部

分、戦後カトリックの歴史を三つの部分に分けて、前編は「証人としてのイエー」である。この「証人としてのイエー」である。

総書の民衆はほのことであり、

・山下 進（昭和、36年卒）
 ・柏野晴（昭和、38年卒）
 ・岩崎勝（昭和、43年卒）
 ・石川 剛（昭和、44年卒）

調査期間が平寄りともよくなる

辻岡学部長代行
学園正常化を訴える

A black and white photograph showing a large classroom filled with students. They are seated at long wooden desks, facing forward towards the front of the room. The students are dressed in formal attire, likely school uniforms. The room has large windows in the background, and the overall atmosphere is one of a formal educational setting.

社会学部

社会学部

七月、日の学生大会で無期休学トライイキ決議された後、事務部・研究室が対価として教育、研究費を、臨時停止形で提供された。入った八月末、教授会は、臨時に作成した「社会学部改組案」として、各担当の事態に対する教員一同の見解を示す文書を学生に配付し、①愛護拒否を希望するストライキは学生が認めて、なすものがあるが、学生自身望むのだから、半面自身スト解除努力して、②の学生に指示された事項については、各学部長や社会政策部では、改革の方をすすめるのである。各担当の書類・見解は解明されて、

試験阻む全共闘

機動隊警備で実施

試験阻む全共闘

機動隊警備で実施

工学部

六月二十日、関大紛争が表面化して以来、金勢や学生運動の激化を、あるいは学制討論などのため、午後講義の実装、実習を取り止めたこととは異なり、ほとんど平常態と変わらぬ教育・研究活動を続け、夏季休暇を迎えた。この間に工学部生はストライキ案が上掲されたが、その中で夏休みに中絶予定だったが、その後、猛勢なものを特別研究・実験に投入し、夏休み明けとともに三年生以下にも揃って登校し、全く平穏に前期授業が継続された。ところが九月十四日朝突然とられた学芸文系禁止の措置をまづ知らずに登校した工学部学生連は、機動隊の学内侵入により学生文系禁止の措置がまともに履行されたことに怒り、一帯も取り囲まれたところから、一時もあきらめず事態は「時的ながら相対的混乱が生じた」とこの偶発的な抗議集会に全共闘連合学生の一回が突入する事件があり、ついでに工学部にも混乱が波及すると見えた。しかし工学部教授会は、この動きの時局について「よく平常態と変わらない教育と研究の場が維持された」と言っている。

工学部だけでなく全国国公立大学のたぐいは、いまほど急迫する期折しの教育面での重要な、要素となる前期試験と通常の年輪に従って実施する方針を決める学生に力を訴えていた。

ついでに学生の理解のもと十月三日からの試験は平準を開始しようとしたが、翌四日の休日を以て、実効性ある長期教授会が開催され、しかし機動隊警備中の試験行へはくわの學にたいして、やや強引に毅然しないというのが彼等の態度で、工学部教授会としても無用の誤解はないよう、学生と互いに敬意を添えて話し合う姿勢であり、各クラス毎に教員と学生の談話を催す。

このように工学部は現在までで、学生・助産婦間の中断もほとんどなく、ほぼ世に通り渡していることがうかがえる。しかも、学内に平和化され、機動隊引きあげて、に民主主義活動の場にもなる関大の季節的改革が達成されるという希望をもつのである。

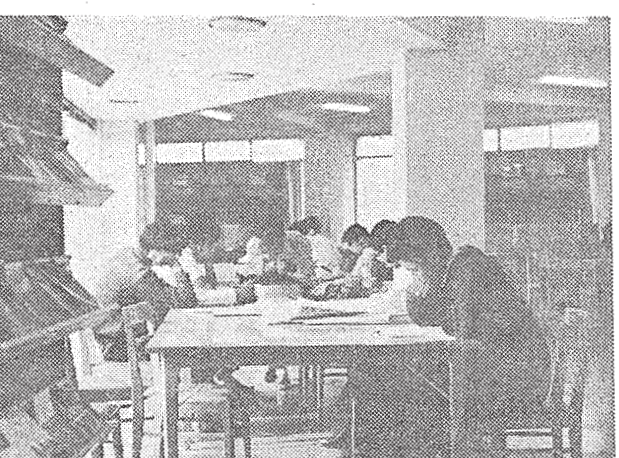
なお、健康上の理由で工学部副部長を辞任した前田田興教授の後任として小雅敏教授が工学部長代行に就任した。田中は中野教授の後任に就任した。学生主任は谷坂一郎、担任したのは今井助教がそれぞれである。

工
学
部

[illegible]

図 書 館 の 窓 口 か ら

判例集について



のでは文書資料の調査などがあり、このように、図書館が、学習や研究の援助をするところ、これがレファレンス・サービスと呼ばれるものです。

今回は館の関係上、レファレンス件数をもっと増やそうと例集にうしろ二、三組ずつ追加してみました。

まず質問者の多くが判例集の正しい名称知らなかつた例、例えば「明治の民法」という例は、明治民法のもの、現行民法のものとの名称の相違について理解していない人があり、びっくりするところもあります。この類は、名称の訂正をしようとするよりも、先づ判例集を紹介するの臨牀、および簡単な特色についてのページを。

第二に、昭和二十一年五月三日、現行民法施行と同時に、明治民法下の裁判所構成にかゝって裁判所法が施行された。この構成や名称が変更になつた例は、その通り記載してあげることが大切

レファレンス・サービスからの資料案内

了す。
 現に「最嚴刑罰」に相するもの
 りは、この点までは大憲法であ
 ります。その判例集、明治十
 八年から大正三年までは大憲
 法判決（民衆）（以下「Ⅰ」内）は
 略奪等」と大憲法判例判決（刑
 罰）あり。その判例法は、大
 憲法の余判例中の要なるをそ
 のままの形で収録す。資料的形
 態を以ています。
 Ⅱ大憲法判例集は、大正一
 年から大憲法判例集（民衆）
 大憲法判例集（刑罰）と改称
 されてを、Ⅲこの編集法も
 養護に判例集が標示されま
 した。Ⅳ（外）は、明治十三年
 の西に於経過契約に事
 実が得られ、第二審の事実と判決
 理由が掲載されよになまし
 た。
 Ⅴ大憲法時代で残念なこと
 は、下級裁判所（控訴院、地方裁
 判所）の判例集が編集されな
 かったです。この後（東京）しもの
 のが、明治十三年の初刊（九一
 八）と十九年と判例（九一八）
 八戸された法新聞であります。
 検校が困難という点ばかり
 ますが、下級裁判所の判例集
 については、大憲法の判例集
 （前記）に掲載されない判例
 を求めるという意識、貴重
 な資料であるといえます。全
 然時代のものである。これは
 判例集が終りますが、これは
 省略し、次に編行の判例集にい
 て説明します。
 最嚴刑罰の判例集と「最嚴

卷・号をはつきりと

正確な名称
カード目録の検索を

が判ります。とくに臨訟判例集は、金判流の一二を以て掲載されていゝ。下級裁判所のものとして下級裁判所民衆判例集(下民)、下級裁判所民衆判例集(下刑)がありますが、これ地方裁判所だけでなく高等裁判所の判例を含んでゐる。下級裁判所判例集は、高等裁判所事務総局が各裁判所から過去にどのような判例が存在し、

教授陣容を增強

今後も運営の健全を図る

[illegible]

決算の概要について

五五、一千円におも教育費常用用棉
絨買・買事等の購入整列を突
施た。

以上概略はあが説明た諸
事を実施た。決算総額三、
八七七、六二二円なていて
る。年々増する件致おき諸
物の高騰は大学教の膨の原
因もなっているが、学費の収
入額は限定され、その方策を
とるは大学財政を際し難れ。大
学本来の目標遂行をも支障な
すと認識するも重要な事項と
ある。したがって、理事会でも
この問題は最も重要な事項と
て、つねに留意検討を重ねお
り、今後とも更の健全化（理
化）を図りたいと誓まてゐる。

昭和43年度 収支決算総括表

(別 表)		昭和44年3月31日 (単位:円)	
収 入 の 部			
科 目	シ ェ ー ト	決 算 額	比 較 増 △ 減
1. 学 費 収 入	2,526,873,000	2,604,321,487	77,448,487
大 学	2,362,391,000	2,462,210,642	69,819,642
高等学校	93,000,000	98,269,480	5,269,480
中 学 校	26,005,000	28,501,090	2,496,090
幼 稚 園	15,337,000	15,310,275	△ 46,725
2. 抽 助 金 収 入	107,622,000	30,672,485	△ 67,949,515
3. 寄 付 金 収 入	170,300,000	212,467,360	42,167,360
4. 特別会計繰入金	300,000,000	282,947,139	△ 17,052,861
5. 雑 収 入	24,435,000	35,053,152	10,618,152
6. 借 入 金	828,787,080	723,550,000	△ 105,637,080
合 計	3,958,017,080	3,897,611,643	△ 60,405,437

支 出 の 部				
科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 △ 減	
1. 人 件 費	1,301,988,000	1,297,877,401	△	4,110,599
大 学 費	1,059,027,000	1,057,354,931	△	1,672,069
高等学校 費	1,562,000	60,588,738	△	973,262
中 学 校 費	28,787,000	28,552,532	△	234,468
幼 稚 園 費	10,891,000	10,808,542	△	82,458
法 人 費	141,721,000	140,572,658	△	1,148,342
2. 物 件 費	803,287,980	734,979,762	△	68,288,198
大 学 校 費	664,387,000	616,824,104	△	47,542,896
高等学校 費	21,982,000	18,642,417	△	3,349,583
中 学 校 費	10,068,000	7,764,204	△	2,301,796
幼 稚 園 費	4,513,980	4,171,627	△	342,353
法 人 費	102,329,000	87,577,410	△	14,751,590
3. 繰 出 金	196,270,000	196,270,000		0
4. 借 入 金 利 子	55,470,000	51,892,190	△	3,577,810
5. 建 築 費	820,640,000	802,240,260	△	18,399,740
6. 補 修 費	19,400,000	19,366,750	△	33,250
7. 設 備 費	79,285,000	78,188,190	△	1,096,870
8. 助成設備整備費	114,760,000	112,551,165	△	2,208,835
9. 土 地 購 入 費	85,500,000	79,749,140	△	5,750,860
10. 償 還 元 金	473,185,080	473,185,080		0
11. 予 備 費	8,271,040	0	△	8,271,040
12. 翌年度繰越金	0	51,331,765		51,331,765
合 計	3,958,017,080	3,897,611,643	△	60,405,437

平均75.3%の決定率
ハガキで進路の問合わせを

[illegible]

